

副 本

平成26年(ワ)第9825号

安倍首相靖國神社参拝違憲確認等請求事件

原 告 関千枝子ほか

被 告 安倍晋三

準備書面 (1)

平成27年1月20日

東京地方裁判所民事第6部合議A係 御中

被告安倍晋三訴訟代理人弁護士 村 上 康



第 1 求釈明に対する回答

原告らの2014年12月1日付け準備書面1(求釈明)の3(1)ないし(3)において原告らが被告安倍に対して行った求釈明に対し、次のとおり回答する。

1 3(1)について

原告らは、靖國神社に事前に連絡した時期、回数、連絡の具体的内容、被告靖國神社の対応について釈明を求めるが、原告らは、被告安倍に対する損害賠償請求及び参拝差止請求において、詳細な主張をしている上、被告安倍は、既に、答弁書において、参拝に先立って被告靖國神社に対し参拝する意向を伝えた旨を記載していることから、原告らの前記求釈明事項に対する被告安部の釈明がなければ本件訴訟関係が明瞭にならないということはない。

したがって、本件について被告安倍は釈明の要はない。

2 3(2)について

原告らは、被告安倍が本件参拝を行うことをいつ決定したのか、閣議等で話題に上ったのか、その決定をたとえば関係省庁や野党、警察などに伝達したのか、したとするのであれば、いつ、どこに伝達したのかなど、事前の連絡についての詳細について釈明を求め、その理由として、被告安倍の本件参拝行為が職務行為といえるのか、被告安倍の故意・過失にも関わる事項であることを挙げている。

しかしながら、原告らの被告安倍に対する損害賠償請求及び参拝差止請求は、民法709条に基づくものであって、被告安倍の本件参拝の職務行為性は被告安倍に対する関係では要件事実ではなく、かえって、原告らの被告安倍の職務行為性を前提とする被告国に対する国家賠償法に基づく主張を前提とすれば、答弁書で主張したように、原告らの主張は主張自体失当であることが明らかであることから、被告安倍は本件求釈明事項についてこれ以上釈明の要はない。

また、原告らは、本件求釈明事項は被告安倍の故意・過失にも関わるというが、被告安倍は参拝したこと自体は認めていることから、本件求釈明事項に回答しなければ訴訟関係が明瞭にならないとも言えず、この観点からも釈明の要はない。

3 3(3)について

原告らは、「被告安倍を出迎えた者が徳川宮司であったとの点は不知」、「参拝の際に坂明夫祭祀部長らが先導、同行したことなど被告靖国神社側の行動については不知」などの被告安倍の認否について、これを撤回して明らかにするように釈明を求めている。

しかしながら、被告安倍は、原告らの主張に対し既に前記のとおり認否していることが明らかであり、その認否の内容も明瞭である。

したがって、被告安倍が既に行った前記の各認否を撤回して、被告靖國神社の誰がどのように対応したのかについて更に認否を明らかにしなければ訴訟関係が明瞭にならないということはない。

したがって、被告安倍は本件についても釈明の要はない。

以 上